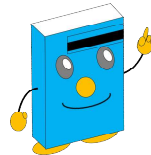


Q 各教科等を合わせた指導とは？

A 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部においては，知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは，各教科，特別の教科である道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる。

（学校教育法施行規則 第130条第2項）

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，児童生徒の学校での生活を基盤として，学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから，従前から，日常生活の指導，遊びの指導，生活単元学習，作業学習などとして実践されてきており，それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれている。

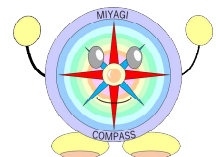


（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第2節3(3)，

特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第2節3(3)）

知的障害のある児童生徒の学習上の特性として，

- (1) 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい。
- (2) 実際の生活の場で応用されにくい。
- (3) 成功経験が少なく，主体的に取り組む意欲が育ちにくい。
- (4) 抽象的な内容より，実際の・具体的な内容の指導が効果的。等が挙げられます。



そこで，知的障害のある児童生徒が学習内容を身に付けていく際の学び方として，「各教科等を合わせた指導」により，実際の生活に即した学びを行うことで，知的障害のある児童生徒が主体的に学習に取り組みやすくなる等の効果が期待できます。